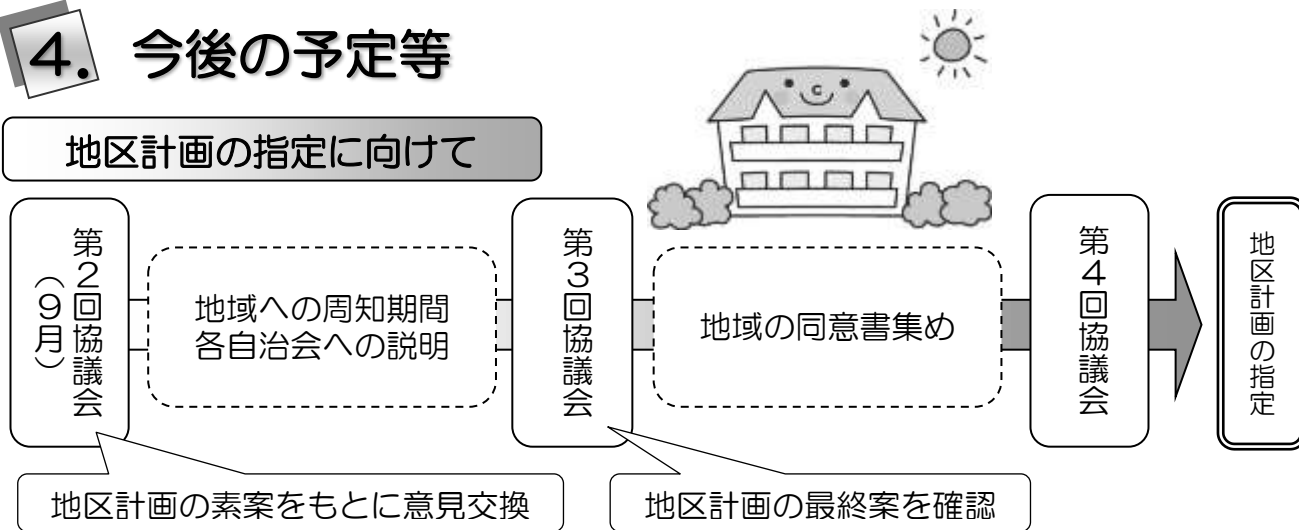


- ・当協議会の活動の目的は何なのか。
→当協議会の主旨として、地区計画の案を提出してもらうことを想定しています。当地区は早く地区計画を策定しなければ国有地にどのような建物が建つか分からないので、周辺地域も含めた早急なまちづくりの検討が必要です。当地区はまちづくり誘導地区に指定されていますが、これは直接的に建築物を制限できるわけではありませんので、地区計画を策定して制限をする必要があります。
- ・法務省が所有しているけやき寮が売られることはないのか。
→けやき寮については把握しておりませんので確認します。（※現時点では売却予定は無いとのことです。）
- ・国有地は分割して売却されるのか。
→売却の仕方は決まっていなかついています。例えば、地区計画で敷地規模の最低限度を定めておけば分割することを防ぐことができます。
- ・仮にマンションの計画ができた後から制限をかけることはできるのか。
→地域まちづくり条例により周辺環境に配慮した開発事業を誘導することはできますが、事前に制限をするならば地区計画を策定すべきです。
- ・元々、国有地はマンションなどにせずに公園などにしたいと考えていたが、マンションのような建物が建つことが前提になっている。
→地元の方々からすれば今のままが一番良いとは思いますが、最も悪いのは、地区計画の話が進まない間に国が民間のデベロッパーに土地を売却してしまい、何の制限もないうちに高層マンションが建設されてしまうことではないでしょうか。

※主な意見や質問の抜粋です。

4. 今後の予定等

地区計画の指定に向けて



ホームページ公開のお知らせ

まちづくりニュースは、市のホームページでもご覧になることができます。
(ホームページの開き方は、以下の要領を参照ください)
なお、ホームページだけでなく、市役所計画課の窓口でも配布しています。



<ホームページの開き方>

- 1 インターネット上で府中市のホームページを開く。
府中市のホームページアドレス <http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
- 2 トップページから「行政情報」の「計画・審議会・協議会」の「計画」を選択する。
- 3 「都市基盤分野」の「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
- 4 「晴見町地区」を選択する。

発行・問合せ：府中市都市整備部計画課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
電話：042-335-4335 (直通)
FAX：042-335-0499
Mail：tosikei01@city.fuchu.tokyo.jp

晴見町地区まちづくりニュース 第6号

平成26年8月発行

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
晴見町一丁目及び二丁目では平成22年にまちづくり誘導地区の指定と誘導計画を策定し、昨年は地区内の自治会長の方々を中心として、晴見町地区における今後のまちづくりの勉強会を行いました。
このたび、具体的なまちづくりルールを地区計画として定めるため、まちづくり協議会を設立することになりましたので、今回のまちづくりニュース第6号では、6月26日に開催されました第1回晴見町地区まちづくり協議会の内容についてお知らせいたします。

1. 第1回晴見町地区まちづくり協議会を開催しました。

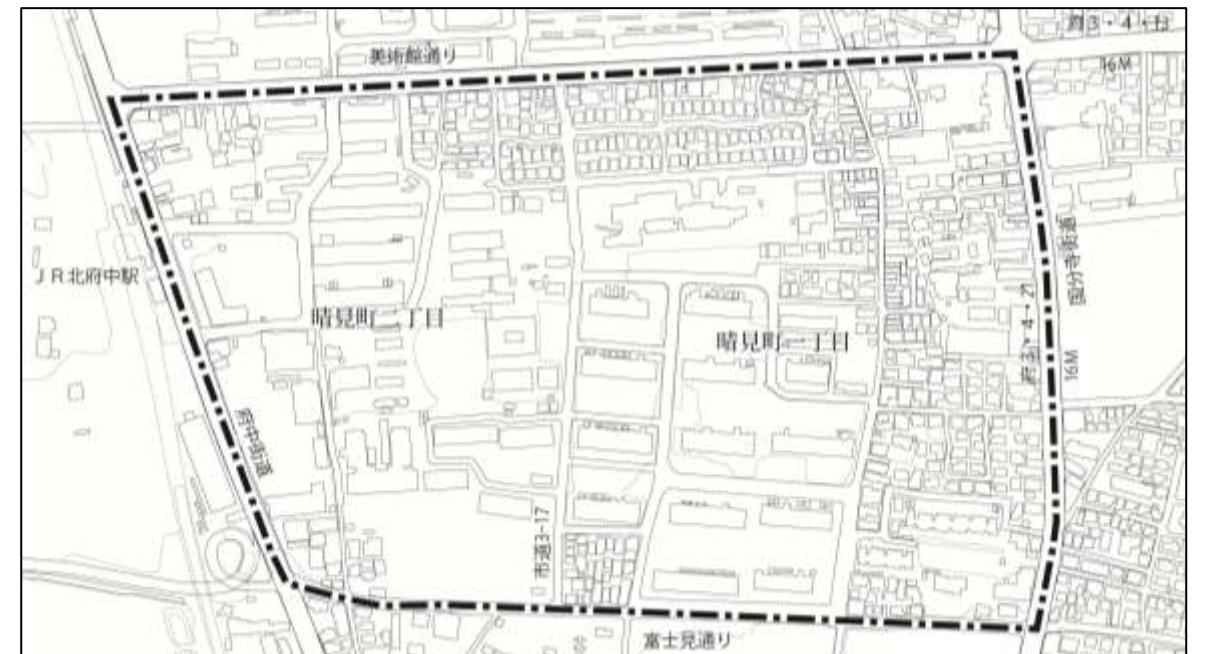
第1回協議会では、地区計画の検討を目的としたまちづくり協議会を設立することが了承され、まちづくり協議会の会長(北府中自治会長)、副会長(府中アゼリア台住宅管理組合、むつみ会)を決定しました。その後、当地区のまちづくりに関連する意見交換を行いました。次回の協議会では、これまでの勉強会で出された意見を踏まえて市が作成した地区計画の案を元に話し合いを行う予定です。



開催概要

開催日時	平成26年6月26日(木) 19:00~20:30
開催場所	晴見町第2公園内 晴見町公会堂
出席者	25名
説明内容	(1)晴見町地区まちづくり協議会の設立及び会長、副会長の選任 (2)市の公共施設の跡地利用に関するヒアリング結果(報告) (3)今後のスケジュール (4)地区計画の制限内容等

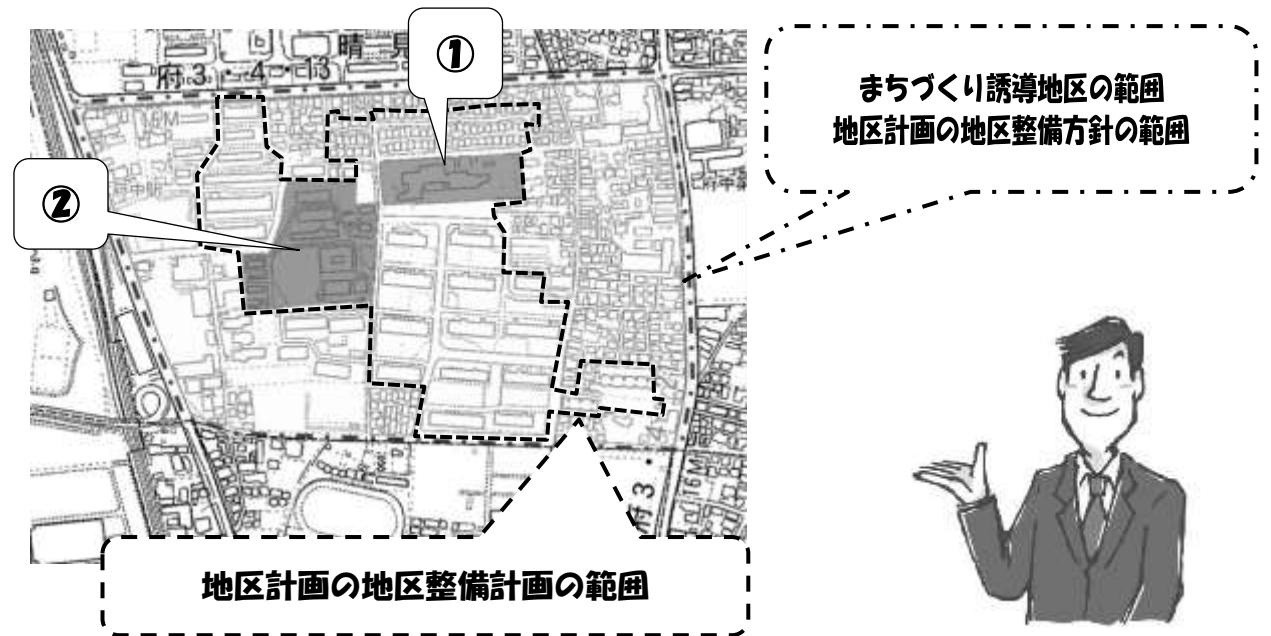
【まちづくり協議会の範囲図】



2. 当地区でまちづくりを考える理由

地区内では、「アジア極東犯罪防止研修所（約 1ha、図上①）」、「法務省矯正研修所（約 2ha、図上②）」という、2つの大規模敷地に移転等の動きが予定されており、平成28年度に移転の予定です。

晴見町一丁目と二丁目の一部の範囲では、平成22年6月にまちづくり誘導計画が策定されていますが、計画内容についての拘束力はありません。そのため、大規模な土地利用の変化などに備え、将来にわたり地区の良好な住環境を保持させるために、これからは「地区計画」を導入するための検討を行います。

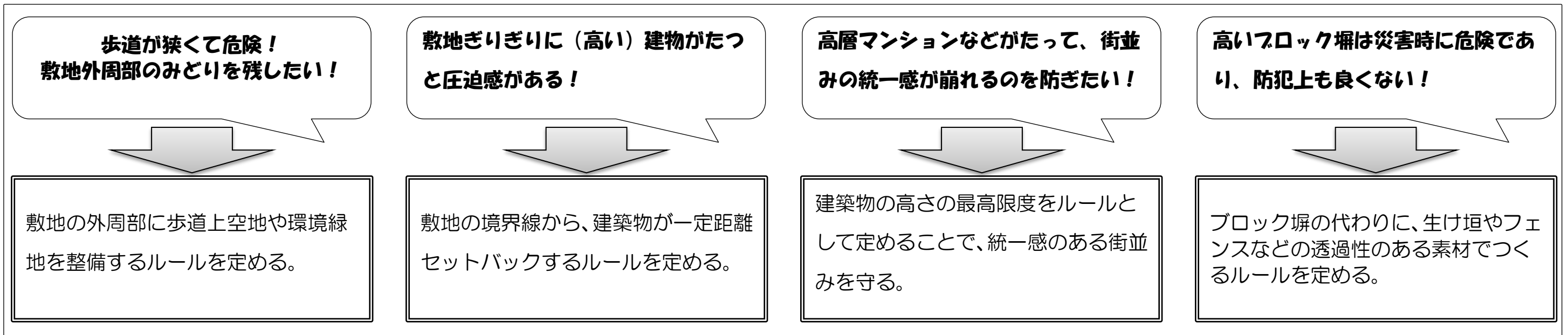


3. 地区計画とは

- 「地区計画」とは、地区の特性に応じて細やかな計画とルールを定める、まちづくりの計画です。
- 「地区計画」は「地区整備の方針」と「地区整備計画」に分かれており、「地区整備計画」の区域では具体的な権利制限を行います。
- 「地区整備計画」は、「アジア極東犯罪防止研修所（図上①）」、「法務省矯正研修所（図上②）」を含む区域で定めることを予定しています。
- 「地区整備計画」では、以下のような項目を定めることができます。



【地区整備計画の一例】



- 住民の提案による地区計画を策定する場合は、地区住民が自ら立ち上げた組織において検討を行い、関係地権者の大多数の合意を得る必要があります。
- なお、市は情報提供や専門家の派遣などまちづくり活動の協力をします。